

1. 商品名	七十七財形年金預金
2. 販売対象	契約時年齢が55歳未満の勤労者（契約は1人1契約のみ）
3. 預入期間	5年以上
4. 預入方法 （1）預入形態 （2）預入金額 （3）預入単位	給与、賞与からの天引で1年に1回以上の預入 1回あたり1円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月以上5年以内の据置期間経過後、60歳以降3ヵ月ごとに年金受取指定口座に振込みます ・支払期間は5年以上20年以内となります ・支払日は1日～28日の間でお選びいただきます
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	<p>各分割預入時の財形年金預金の店頭表示利率を適用します。また、すでに預入されている財形年金預金を自動継続する場合、自動継続時の財形年金預金の店頭表示利率を適用します</p> <p>満期日以後に一括して支払います</p> <p>付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算（1年ごとの複利）とします</p>
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	マル財の取扱いができます
9. 中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、分割預入された期日指定定期預金の期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払戻します ・預金者の都合（退職等の場合を除く）で、中途解約する場合は財形年金預金の全部について解約しなければなりません。
10. リスクに関する 重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金と合わせて、1人元本550万円まで非課税です ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・年金以外の支払の場合、最長5年間さかのぼって、税率20.315%（復興特別所得税を含みます）の分離課税の扱いとなります ・お申込みは勤務先事業主経由となります ・金利については窓口でお問合わせください